

## ○羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例

昭和54年10月1日

条例第15号

改正 昭和55年12月26日条例第19号

昭和56年3月30日条例第11号

昭和61年3月24日条例第17号

平成17年3月25日条例第15号

平成17年10月7日条例第36号

平成20年3月31日条例第12号

平成21年10月16日条例第28号

平成22年3月10日条例第1号

羽生市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和47年条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内に居住する在宅重度心身障がい者（以下「障がい者」という。）に、在宅重度心身障がい者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 手当の支給を受けることができる障がい者は、市内に住所を有する障がい者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障がいの程度が1級又は2級に該当する者

（2） 療育手帳制度（埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号））による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障がいの程度が（A）又はAに該当する者

（3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第12

3号) 第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障がいの程度が1級に該当する者

(4) 障がいの程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障がいの状態にあると市長が認めた者

(6) 超重症心身障がい児(人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児をいう。)と市長が認めた者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長がこれらに相当すると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する障がい者には、手当を支給しない。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第26条の2第1号及び第2号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条第9号に規定する施設に収容されている者

(2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りではない。

(3) 65歳以上の者。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 65歳に達する日の前日において、この手当を受給していた場合

イ 平成21年12月31日時点において、既にこの手当を受給していた場合

ウ 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日時点において、前2号及び第7条第1項の事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合

(認定等)

第3条 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

(1) 市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(3) 死亡したとき。

2 受給者は、前項第1号及び第2号に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を市長に提出しなければならない。

(手当の額等)

第5条 手当の額は、障がい者1人につき月額5,000円とする。

2 1人の障がい者が、第2条第1項の各号ともに該当する重複障がい者の場合においては、どちらかの一方を認定し、手当を重複して支給することはできない。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、受給資格を失った日の属する月までとする。

(支給制限)

第7条 第3条の規定にかかわらず、毎年8月に所得の審査を行い、前年の所得により、住民税が課税されている者については、その年の8月から翌年の7月までは手当の支給を停止する。

2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第8条 偽り、その他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、市長は受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して障がいの程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に羽生市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和47年条例第19号）の規定により受給中の者は、その氏名を障害者本人に改めることにより引き続き受給者とみなす。

3 この条例施行により、あらたに受給資格を有する者の支給開始月は、第6条の規定にかかわらず、昭和54年10月中の申請者については、その月から支給する。

附 則（昭和55年12月26日条例第19号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第11号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日条例第17号）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であつて、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、手当の支給要件に該当している者が昭和61年

4月30日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成17年3月25日条例第15号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月7日条例第36号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

ただし、平成17年度における所得審査については、第7条第1項の規定に係らず12月に行い、住民税が課税されている者については、翌年1月から同年7月までは手当の支給を停止するものとする。

附 則（平成20年3月31日条例第12号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年10月16日条例第28号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。